

茂原市自治基本条例を考える市民の会 第3回会議 概要

開催日時	平成24年3月7日(水) 18時～
開催場所	茂原市役所102会議室
出席者	実行委員会委員35名(うち7名所用のため欠席) 事務局(十枝企画政策課長、酒井企画財政部主幹、風戸企画政策課副主査、 星野企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1) 課長あいさつ (2) 自治基本条例をめぐる主な論点 (3) 考え方の整理(その2) (4) グループワーク 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1) 課長あいさつ (2) 自治基本条例をめぐる主な論点(アドバイザー:関谷昇千葉大学准教授) 資料を元に説明 ・主な質疑応答 Q.佐倉市では自治基本条例が否決されたと聞いたが。 A.佐倉市の場合では執行部の問題、執行部と議会の関係など、いろいろな問題があり、条例の成立まで至らなかった。 Q.茂原市民、千葉県民、日本国民が自立・自治について理解しているか。自立・自治について理解していない議員、職員がいて、理解していない市民が選んでいるとすれば一向に進まない。一般の人が自立・自治を考えないでは、機能しない条例ができてしまう。 A.自立志向の市民もいれば、無関心の市民もいる。現状としてはまちまち。一般的な見方では無関心層が圧倒的に多く、投票率も低い。健全的な選ばれ方をしているかどうかともいろいろな見方があり、代表制の機能がきちんと果たされているのかどうかと考えると、必ずしもそうではないという見方も強い。政治・行政不信は色濃い部分がある。これはいろいろなところに問題があり、代表者にも問題があり、市民にも問題がある。それをどうとらえていくか。自立志向のルールは自立できていない市民や代表者、自治体全体の中でうまくいかないのではないかという懸念があるのもおっしゃる通り。そういう現状をどうとらえるか。なぜ無関心な状況になっているのかという原因についても、情報がわからないからなのか、生活に忙しくて考えたくても考えられない状況にあるからなのか。無関心、自立できていないと断定するのではな

く、なぜそうなってしまっているのかという状況をしっかりいろいろな角度から分析していくと同時に、関心を持ってもらえるようにするためにはどうすることが必要なのか。もちろん意識改革という部分もあるだろうし、このようなルールをはじめとしたいろいろな環境を整えることによって関心が高まっていくということもあると思う。何か一つやれば無関心が変わって自立していくということではない。いろいろなことを仕掛けていく中で、自立の考え方が徐々に形成されていく。自治基本条例はそういう意味では自立した市民のためだけのものではなく、現状をどう好転させていけるのか、その裾野を開くために条例をつくっていくという位置づけの仕方もある。いろいろな方がいる中で、自立に向けてどういう環境を整えていけるのか。その環境整備の一つとしてこのルールづくりがあるというのが私の基本的な位置づけの仕方である。

Q.論点の中で、市民としてのあるべき姿、義務という言いすぎ、重たすぎかもしれないが、市民として何をなすべきか、何をめざすのかを論点として挙げておかないと、行政が悪いとか議会が云々ということになり、コミュニティにはそのニュアンスが含まれているかもしれないが、そこからも必ずこぼれる人がいるので、そのようなことを論点として盛り込んでおくべきと話を聞きながら強く思っていた。

A.おっしゃるとおりで、ぜひ入れていただければと思う。ただ批判するだけでなく、市民として何をすべきなのか。これはルールとの関係でいうと非常に難しい部分があり、いろいろな条例を見ていると市民にはこういう責務があるとか市民はこうすべきだというものを盛り込んでいるものもある。私はそれは違うと思う。責務は権限を与えられているものに課せられるものであるというのが私の考え。首長や議員は選挙で選ばれ、いろいろな権限が与えられている。その権限に対して責務が発生する。市民は選ぶ側、主体であり主権者であるから、責務を負う立場ではないが、責務と責任の違いとして、市民が市民に対して負っている責任、市民が将来世代に対して負っている責任がある。何をすべきなのかを条例に盛り込むべきかそうでないのかも議論が分かれる。「〇〇すべき」となると窮屈な条例になる。条例には「〇〇できる」という権利保障や環境の整備にとどめておいて、何をするかは市民の判断と行動に委ねられているという考えもあるし、市民として何をすべきかを盛り込んだほうが良いという考えもある。私の個人的な考え方は、市民がなすべきことは条例にあまり書きこまず、市民がルールの整備によってどんなことができるのか、可能性が開かれてくるような条例や制度設計をすることが大事だと思う。

Q.昔の人権宣言のように「こうあってほしい」とか「こういうことを目指す」ということを、強制力のない市民のあり方として押さえておいてもいいのではないか。

A.方向性や理念・目的については、条例の理念・目的に「我々市民はこうい

うことをやっていこうじゃないか」と盛り込むことはあり得る。どういう部分にどのようなことを書きこんでいくかについては、これからの議論になるところであるが、そのような趣旨が描かれることについては賛成である。

Q. 条例ができて、それをどううまく効果的に動かすかについて、実際に動かす仕組みについてはどのようなものがあるか。市民の関心を高める必要もあるが。

A. 行政の現状としては、中央省庁でやれと指示があったことをこなして、前例踏襲となっている部分がある。さらにその中で担当課の職員の裁量で動いている部分もある。そのような国の関与や職員の裁量など、縛られている部分と行政の恣意的な部分が混在している。それをそのままにしておくのではなく、政策をつくるにあたって踏むべきプロセスについて、さまざまな市民参加の手法を駆使して議論することを手続のルールとして決めてしまえば、職員が異動して誰が担当になっても、ルールがあればそのルールに基づいて粛々と手続きが進められる。ルール化しておけば、実質的に動いていく。ルールを定めておかないと、市民の意見もアリのバイ的に聞かれるだけで、何も変わらなくなってしまう。条例に盛り込むべき内容は可能であれば具体的なほうがよく、そのプロセスを踏まなくてはならないということが目に見える。行政が弱腰なところは、条例をつくっても抽象度の高い条文が多くなる。抽象的な文言は何とでも解釈できる。そうになってしまうとあまり良くない。条例は常に解釈にさらされるものであるが、抽象的なものでとどまるのか、具体的なものを盛り込めるかが一つの分かれ目になる。

Q. 12月に関谷先生のお話を聞くまでは、なぜ自治基本条例が必要なのかと思っていた。そのときに、地方自治には自前のルールが必要だというお話があった。今日も分かったようでわからない言葉が「ルール」である。先生が言っているルールとはどういうことを指しているのか。何が分からないか分からないと物事は進んでいかない。肝心の「ルール」というものがわからないと、次の段階に進めない。

A. ルールにはいろいろな側面があり、市民の意見を聴くということであれば、それをどうやって聴くのか、手続としても考え方としても定めておかなければ、そのルールがないと行政は市民の意見を聴かなくてもよいということになる。「計画を立てるときには市民の意見を必ず聴くことにする」という条文があれば、行政は条例を順守しなければならず、定められたルールに基づいて市民の声を聴く機会を必ず設けることになる。行政のあり方を「縛る」のがルールの一つの意味合い。このようなことをしなければならぬと定めておかないと、ある担当者は市民のことを非常によく考えていろいろな声を聴く手法を導入するが、あまり市民を相手にしたくないと考えている人であれば、全く聴かずに進めてしまう。いわゆる「行政裁量」のままにしておくのではなく、ルールとして定めておけば、誰が担当者になっても市民の意見を聴くということが具体的に実現される。そのような意味で、具体的な手

続きのあり方などをあらかじめ定めるとというのがルールの一つのイメージである。全てが「縛る」というものではないが、わかりやすい例えとして申し上げた。「しなければならない」や「努める」などいろいろな表現の仕方がある。それ以外にもたくさんあるが、論点一つ一つで具体的に考えていく必要がある。

Q.例えば車だと 50km/h という制限速度があり、それを超えるとスピード違反になる。例えば制限速度を 50km/h に決めるときに住民の意見を聴きながら決めなくてはならないといけないということがルールと考えてよいか。

A.ルールにもいろいろな次元があり、自明のものとして 50km/h という誰しも分かっているものをルールとして定めるということもあれば、みんなでいろいろ考えていくことをルールとして定めるということもある。その意味では、これだけがルールであるとはなかなか言いづらい部分がある。両方含めて考えていただければ。

例えば景観規制というものがあるが、景観法で定められているものもあれば、そのレベルだけではゆるいので自治体で国より厳しい規制をしていくというのも一つのルールである。そのような景観規制をつくることができるように保証するルールも必要であり、それが自治基本条例ということになるかと思う。このように、個別具体的なものを定めていくルールもあれば、そのルールをつくるためのルールを定めるということもある。どの次元のルールを対象にしていくのかについては今後具体的に詰めていく必要があるが、自治基本条例づくりを進めるにあたり、いろいろなレベルのものを考えた上で整理していくことが必要である。

Q.今の話は全体のことであり、進め方がよくわからない。今日の資料で 6 月までのスケジュールがあるが、これとの関連で説明していただけないか。

A.今日は総論的な話であり、この後、情報公開のあり方など、個別具体的な項目について詰めていくときにどういうルールをつくった方が良いのか決めていかななくてはならないが、自治基本条例はどういうもので、どういう論点があるのかをおぼろげながらにイメージしていただくのが今日の段階の話の一つである。個別具体的なものについてはこれからの作業の中で一つ一つ詰めていくことになる。今後、どのような作業手順で進めていくかについては、この後のグループワークでご意見を頂ければと思う。

A.スケジュールについては、事務局からおおまかなものを示させていただいた。皆さんからご意見をいただいた中で、どう進めていくか、こうしていきたいというものを議論していただくので、それによって変わるかもしれないが、1 年間トータルとしてはこのような形で行きたいというスケジュールになっている。

Q.茂原市民という立場で、自治基本条例ができたなら市民が誇りを持てるようなものにならないといけない。小平市は初期のころにやったからこそ、このような誇りあるようなものになっている。その裏には小平市という住環境

や大学があるなどのいろいろな環境があり、皆さんがまちづくりに参加しているという誇りがあるからこのようなものができたのだと思う。後追いの茂原市やいろいろな自治体で現在議論しているが、自治基本条例ができたまちでは誇りを持っているか。

A.市民参加型でつくっているところは自負もあるし、このルールができることによってこのようなまちづくりをしたいという強い思いをお持ちである。全体にそのムードが広がっているかどうかは別の部分が多いが、率先してかじ取り役をしようとしている市民の方々はかなりのプライドを持っている。条例はつくって終わりではない。それをどう解釈運用していくのかが一番肝心な部分であって、今はどうしてもつくるという部分に関心が注がれている傾向があるが、大事なのはできた後に個別具体的な文脈の中でどう使っていくかである。そこまで射程を広くとらえ、そのようなプロセスを重ねることで自負心、プライドをつくりあげていくことができると思う。

Q.小平市や他の自治体などへ視察に行ったのは行政の一番得意とするところで、新しいことをしようとする0から考えようとしなくてどこか先進地に行って勉強してきて、それをちょっと手直しして茂原市のものにするということはこの自治体でもやっている。今こうやっているところを見ると、同じ轍を踏んでいるのではないかと思う。毎日の行政事務や市民生活の中で必要なことであれば誇りあるものになっていくと思うが、できあがったものがほっておいても動いていく性格のものであれば、茂原市民にとって誇りあるものにならないし、つくっただけで終わりになってしまうという気がする。関谷先生にお願いしたいのは、つくるプロセスからもう少し誇りあるものにするには、もちろん我々も努力しなければならないと思うが、節目節目でアドバイスをいただければと思う。行政の皆さんはこの会議について「皆さん議論してください。私たちは一步引きます」という姿勢である。我々も十人十色であり、議論するのも容易なものではないし、我々が議論してつくったものを住民の皆さんに示せば何万人・何万色の色でぶつけてくるので、我々が誇りを持たなければすぐにつぶされてしまう。要所要所で抽象的でない、皆さんが誇りを持ってつくれたと言えるようなアドバイスをいただきたい。

A.私もそうできればと思う。今日は総論の部分なので、具体的なイメージがなかなか持ちづらいというのが共通してお持ちのところだと思うが、今後論点や事例を一つ一つ取り上げていきながら、具体的に確かめていく作業がこれから始まる。そのプロセスをどう充実させていけるかということだと思うし、私が見る限りでは行政は別に引いているわけではなく、「行政主導でやってはまずい」という思いでいるのではないかと思う。今後の進め方も含めて、皆さんの意見を出してもらった上で固めたいと考えているのではないかと私は理解している。それはもちろん大事だが、先ほど申し上げたように本当に誇りを持てるか、実行可能なものになるかどうかは、行政の現状をとことん出してもらうというプロセスを踏んでいかないと、市民だけで議論しても行

政内部がどう動いているか知らなければ、どんなルールをつくっても始まらない。この会議が立ち上がる前に市民塾を立ち上げて勉強会を重ね、そこに参加された方も多いと聞いたが、それはそれで終わりではなく、当然続いていく。その中で行政の現状はどう動いているのかをこの会に出してもらって、それがいいのかどうか確かめながら議論していく。市民の立場としてどんなことをやりたいのか、どうやるべきなのかということをどんどん出していくことが大事である。先ほど話にも出ていたが、無関心の方もまだまだ多い。そういう方々を巻き込むためにはどのようなことが必要なのか。こういうルールのお話をしても「そういう難しいことはよくわからない」という声や「ルールができたところで何がどう変わるのか」「変わる姿を見せてくれなければ議論しようがないではないか」という声も相当これから聞かれることになると思う。行政であれば現状を踏まえながら、「これをこうすればもっとこうなっていくんだ」ということを具体的に一つ一つ皆さんの中で確かめて、それを発信していくということをするれば、「ルールとはよくわからないけど、そういうことができるのであれば参加してみようかな」と盛り上がっていく。そう進めていければよいし、私も申し上げていきたいことはたくさんある。

Q.もともと自治基本条例を制定しようとした発端はどこにあるか。自治体の上位条例という話があったが、日本国憲法や地方自治法との整合性はどの段階でとればいいのか。

A.きっかけは田中市長のマニフェストである。1期4年が終わろうとしているが、4年前に市長のマニフェストの中に自治基本条例を策定して市民参加のまちづくりをしていきたいということが掲げられていた。4年間の間に市の内部において素案づくりを進めていたが、市民の皆さんと一緒に考えてつくるべきということで今年から方向転換をして、やっと皆さんとここまで来たところである。いま一步踏み出そうとしているということで、きっかけはまさしくマニフェストである。

A.きっかけはマニフェストであったかもしれないが、それだけの話ではすまない部分があり、行政の立場からすれば今後どのようなことをやっていきたいかという兼ね合いでこの自治基本条例を考えていく必要がある。それは行革の話かもしれないし、もっと課題解決に資するような政策をつくっていくという市の姿勢も同時に問われていく。現状をあぶりだしてもらいたいと先ほどお話したが、市としてはできること、できないことを可能な限り出していく中で、条例を位置づけていくことが問われてくる。

憲法との関係でいえば、自治基本条例づくりは日本国憲法の中では地方自治の本旨というところになる。解釈が分かれているところであり、国寄りに解釈すると「国で考えたことを地方がこなす」ということになるし、文字どおり自治体の意思を尊重していくととらえられる部分もあるので、憲法上の解釈は非常に幅がある。共通して出てきている流れは、その自治体に即して解釈していくというのが憲法レベル。地方自治法レベルの話で言えば、自治体

の自立に向けた法改正が行われてきており、段階的に自由度が開かれてきているので、地方自治法との整合性についてはなんら問題ないと思う。どう解釈運用していくかについて、例えば国民の最低限度の生活を保障するというのは憲法第 25 条に定められているが、自治体が自立して国の関与が少なくなるとその部分はなくなるのではないかという懸念が出てくる場合もある。それは国と自治体との関係であり、憲法に定められていることは国がしっかりやる。自治体としてもっとやるべきことがあると考えれば、自治体の自由度の中でいろいろやれるようにする。このこともなんら矛盾はないと思う。解釈運用にいろいろ開かれているが、法制度上の問題は特段ない。

Q.いい茂原をつくるためには自治基本条例をつくったほうがいいと思うが、できあがったときに市の職員は研修などで使いこなせるように勉強すればいいと思うが、私たちでもスタートしたばかりでわからないところもあり、市民の場合はこういう使い方をすればよいということがわかenらなないと、絵に描いた餅になってしまう。市民に対してルールを自分たちのものとして意識を持ってもらって使いこなせるように、いつの段階からやっていったら条例ができあがったと同時に使えるようになるのか。今からモデル的なものを 3 つくらい、自治会向けや若い人向け、女性向けなどに、こういうふうにすればいい結果が出るというものをテストケースでやってみて、私たちも市民も行政も市会議員も学ぶということをしていかないと、私たちが 1 年 2 年かけて一生懸命月に 2 回会議に参加しても、それが否決されたのでは、その 2 年はなんだったんだということになってしまう。そういうことのないようにしていかななくてはならない。併せて、他市の議会で否決されたときに、議員の人たちはなぜそれを反対したのかも教えていただきたい。

A.職員の場合には研修などを通じていろいろ学ぶ機会があるが、市民の場合はどうすればいいのかということについて、1 つ 2 つだけではなく、いろいろ手を変え品を変え仕掛けていくしかない。その一つはいろいろな計画を実施するプロセスを、自治基本条例の精神に照らしてモデル的・実験的にやってみることである。今後のプロセスをどう進めていくべきなのか、この後のグループワークで詰めていただければと思うが、このように変わっていくんだという実感がないとなかなか市民の皆さんもついてきてくれないと思うので、実感できるような仕掛けを一つでも二つでも条例づくりと並行して進めていくことはあり得る。それと同時に、条例はできた後が大事であるから、例えば子育てや高齢者福祉をどうしようかなど、個別具体的な取り組みの中で、この条例をどのように読んでいけばいいのか、どうとらえればいいのか、それによってどんなことができるのかを市民も検討したり学んだりしていけるような環境を同時にこの条例づくりの中で考えていかななくてはならない。いま市民がいろいろなことをやろうとしたときに、学べる場がどれくらいあるか。市が用意した市民大学のような講座で学ぶのももちろんその一つだが、自治というものはそれだけではなく、茂原市のあちこちで「我々市民で集ま

って学ぼう」という市民の自発的な声かけによってサロンが立ち上がり、いろいろな議論をしていけるような環境を開いていくためにはどういうことを仕掛けていかななくてはならないか。これも条例づくりの中で同時に考えていくべきことである。市民がやりたいこともそうだが、私が行政職員によく言うのは、もっと行政がやっていることを市民に、地域に投げたらどうかということである。投げて、市民の方々にもっといろいろなことを考えていただく。そういう裾野を開いていけば、関心を持っていなかった市民も考えるきっかけが出てくるかもしれないし、違った連携の動きが出てくるかもしれない。どうなるかはわからないが、いろいろな可能性が出てくる。行政がなんでもかんでも自分たちでやるのではなく、いろいろなことを市民に問いかけて、議論を喚起する。それをルールに盛り込めば、それもルールの一つの形になる。

Q.自治基本条例が策定されるようになったのは、一つには地方分権が大きなきっかけであったかと思う。2000年前後あたりから分権改革が進んだ。もう一つは、これを策定することによって、まさに市民権、住民権が近付いたのかという感じがしている。市民塾のときに、「議会はもっと開くべきだ」という意見があった。そういうものを盛り込んでいくのが自治基本条例ではないかと思う。そういう意味で、重要だと思う。

質問の一つは、条例に優劣はないが、優先されるものとなるという説明があり、みんなでつくるからそうなるというお話があった。既存の条例はたくさんあるが、それらの条例と自治基本条例との整合性、矛盾点については自治基本条例が優先されるからいいのだということになるのか、見直しが必要なのか。

もう一つは、地域自治と市民の自主性を重んじる小学校区ごとの組織という話があったが、私はとても大事だと思う。やはり住民権と言われても、9万人の市の中で、いくら1人が声を出しても、パブコメなども重みが軽いと思う。住民権に近づけるためには小さい組織が必要だと思う。先生が説明されたコミュニティの充実を条例の中に盛り込むとか、そういう組織が充実している地域があれば、市町村名だけでいいので教えていただきたい。

それから、お話の中で行政がどうあるべきかということがあったが、私もとても大事だと思う。地方分権の時代に移行しつつあるが、その中で2000年から現在に至るまで、確かに情報公開などがされるようになり、進歩しているとは思いますが、どう変わったのか、行政自体がどう評価しているのかを知りたい。

もう一つは、自治基本条例に関して、行政の中でどう連携しているのか。私は連携がとても大事だと思う。どう共通理解をして、どう連携しているのか知りたい。制定体制の構成図を示した資料があるが、この市民の会と行政との接点はどうなるのか。市民の会から代表が出る協議会はあるが、そもそも接点があるのか。協議会以外にどうしたら接点が得られるのか。

また、流山市などでは市民活動がとても盛んである。では茂原市はどうかと考えると、私は何も分からない。茂原市の中でボランティアやNPO、企業も環境問題などにさまざま参画しているが、そのようなことを知りたい。

A.既存の条例との関係については、自治基本条例との整合性を一つ一つすべて精査し、必要であれば改正するという作業が必ず必要になってくる。そういう意味では、行政としてやらなくてはならない作業がどんどん増えていく。事実上最高規範として位置づけるのであれば、自治基本条例の考え方や精神が個別条例の解釈運用に反映されなくてはならない。パブリックコメント一つとっても、ただ案を提示すればいいということではなく、本当に市民に分かりやすいように提示するという具体的なところまで落としおかないといけない。このように、個別条例の一つ一つとの整合性をとっていくという作業は必ず必要になってくる。

二つ目の地域自治との関係でいえば、なかなかうまくやっていると感じるのは、三重県の伊賀市や新潟県の上越市など。後者の場合はうまくいっているところとそうでないところがあるが。伊賀市の場合は小学校区単位で住民自治協議会というものを立ち上げて、それぞれ計画を立てて、自治会とNPOが連携する仕掛けなど、いろいろな地域活動を行っている。あのような発想はどちらかというとう東日本より西日本の方が強い。宝塚市などを皮切りに、大阪の豊中市などは地域自治をかなり重視した考え方をしている。上越市は合併して地域自治区というものをつくっており、伊賀とはまた違うパターンだが、自治基本条例に明確に位置付けている。つい先日、長野県の上田市に行ってきたが、上田市の自治の今後の一番の売りは地域自治と言っていた。つまり、「自治体内分権」を自治を考える契機にしたいというのが上田市の基本的な発想である。地方分権とは国や県から市町村にいろいろなものを分権するという流れであるが、それだけで終わるのではなく、茂原市にだっていろいろな地区があり、それぞれのところでいろいろな個性を發揮しうる。それならば市民の関心を高めたり、いろいろな動きを生じたりすることができる。小さな自治をどうやったら茂原につくれるのか。それは小学校区単位など一定の単位でやっていった方が良いのか、皆さんもいろいろな感想をお持ちだと思う。それを今後の自治をつくる目玉にしてはどうか。上田市の自治基本条例をご覧になってもいいと思う。

3点目の自治基本条例を踏まえた上での行政と市民の関係、連携についてとらえるとすれば、どの自治体も行政と市民の連携はかなり拡がりつつはあるが、行政の側からするとまだまだ消極的になってしまう傾向がある。「市民といってもいろいろな考え方の人がいるので、なかなか意見がまとまらないのではないか」とか、「行政批判ばかりが先に出て全然連携できないのではないかな」など、行政側もいろいろな懸念を持っている。逆にいろいろな連携を経験したところでは、実はかなりうまくやれるんだという経験を経てきている。すぐに連携が可能になるかといえば難しいかもしれないが、連携をする

とこのようなことができるんだということが役所内にどんどん浸透していけば、連携の在り方もかなり変わってくるのではないかと思う。

A.自治基本条例が絵に描いた餅になってしまい、行政がうまく運用できないものができて仕方ないということで、行政の中でも若手職員や中堅職員の中で自治基本条例を考える組織をつくり、皆さんと突き合わせていくという作業が必要ではないかと考えている。それが浸透していく一つのプロセスであると考えている。ただ、早い段階からそれをつくるのではなく、考える会の皆さんが考え方をまとめていただく段階で、たたき台が出てきた中で私たちがどう考えるか検討した方が良いのではないかと考えている。皆さんと話し合いの接点が設けられればなお良いと思う。幹部職員にも当然ながら浸透させる必要がある。行政内部では、「自治基本条例に縛られて大変になる」、「つくる必要があるのか」と考える職員が多いかもしれない。皆さんの中で、せっかくつくったものが議会で否決されたのでは意味がないというご意見があったが、議会の中には「自分たちこそが市民の代表である」と考える議員もいるかもしれない。私たち担当としても、このような市民の会が立ち上がってここまで進んでいるということを議員全員協議会という会議で報告していきたいと考えている。市民の会に3人の議員が一市民として参加していただいていることは非常に心強い。そのようなことで、策定段階での行政との接点については検討させていただきたい。

情報公開などいろいろな条例があるが、自治基本条例ができたあと、個別の条例を一気にこれに合わせたものにはできるかどうかについては、それぞれを見直す時期があるので、自治基本条例の息吹を汲み入れた条例に修正していく予定である。

市民活動の支援については、生活課にボランティアを担当するセクションがあり、NPOやボランティアなどの活動を紹介する冊子を作成するなどしている。今後、自治基本条例ができて進めていくにあたっては、市民活動を支援する生活課が担当することになってくると思う。他のセクションにおいても、市民の皆さんと、自治基本条例の息吹を汲み取ったやり取りをしていくことになる。

各地域での市民協働については、自治会や地区社協などが活動しているが、NPOやボランティアなどの市民活動が盛んになり、例えば市民の皆さんに市民目線で事業仕分けをディスカッションしていただいた上で、補助金を市民活動団体に支給するという取り組みをしている自治体もある。そのように、事業に結び付けていけたらいいと思っているし、そうしていかなくてはならない。小学校区ごとの組織に何らかの形で支援することにより、活動をしていただくようなツールについても考えていかなくてはならないと考えている。

A.生活課で市民活動支援を担当している。一つのキーワードとして連携という言葉が挙げられているが、市民部と企画財政部の連携の一つとしてこの席

に参加させていただいて、皆様のご意見を伺っている。市民活動については社会福祉協議会の中にボランティアセンターがあり、そちらとも連携している。市民活動団体を80団体ほど把握しており、それをまとめた「市民活動ガイド」を作成している。私たちも自治基本条例が基本となり、私たちの市民活動支援の業務を充実させてまいりたいと考えている。

(3) 考え方の整理 (その2)

事務局から説明

(4) グループワーク

テーマ：これからの市民の会の進め方について

○主な意見

【策定の目的】

- ・最終的な完成形をイメージした上で進めていく
- ・条例策定の目的の確認

【現状の把握・分析、問題の洗い出し、理念・目標の設定】

- ・将来に向けての展望を話し合う
- ・市民活動の現状と課題
- ・行政の自治の現状（自治権の拡大による変化）
- ・現在抱えている問題を提出し合う
- ・問題点の洗い出し
- ・茂原市の現状について（特に財政問題）
- ・市の状況把握が必要
- ・地域のまちづくりをどのように進めているか
- ・「中央から地方へ」の流れの中で、行政職員はどう感じているか（とまどい、不安）
- ・税金の使い道を公開
- ・コミュニティの基本である自治会のあり方を考える
- ・市民のニーズの吸い上げをどうするか
- ・個別具体的な問題を挙げる
- ・現在の茂原市政の問題点を分析し、ルール・行政上の原因を詰める
- ・茂原市の条例を調査する
- ・現状の問題点を出した後、似た形のものを決めていく
- ・個別案件ごとにやって問題あれば、それを打開する方策、ルールを考える
- ・住みよい市民生活とは何か
- ・行政の情報公開は十分か
- ・市議会議員からの情報は十分か
- ・高齢者に優しいまちか
- ・ハンディを持った人にやさしいまちか
- ・茂原市の経済状況の分析
- ・議会活動を透明にさせる条例

- ・自治基本条例と別に議会基本条例をつくる
- ・現状と課題の理解から始める
- ・「子育て・教育」「福祉」「環境・都市計画」など、3つ程度のグループに分ける
- ・市内を全員で手分けして巡回し、茂原市にあるもの、ないものを書き出してチェックする
- ・市民の市に対する要望を分析・調査する
- ・市民の具体的な要望をくみ上げるしくみを取り入れる条例
- ・行政と市民に受け入れられる条例をつくる
- ・市民の各代表者から茂原市の課題のアンケート・意見を募る
- ・「市民の考えを集めるためには」の条例
- ・「婦人の権利をいかに充実させるのか」の条例
- ・ボランティア活動を盛んにさせるための条例
- ・「子育てをいかに」の条例
- ・「商業地域をいかに充実させるか」の条例
- ・「環境保全をいかに充実させるか」の条例

【ルール検討】

- ・議会、行政、地域自治（コミュニティ）などいくつかのテーマを決めて分科会方式で。
- ・自治基本条例をつくるには、市民の意見をたくさん出すことが必要
- ・市民・行政・議会がいっしょに自治基本条例について話し合うことが大事
- ・自治基本条例の基本的な項目ごとに話し合いをして進めていく
- ・茂原市を少しでもいい市にするためには、お互いの意見をぶつける
- ・参考書の読書会を会員間で行い、自治基本条例の知識を深める

【意見収集】

- ・自分が必要だと考える意見出し
- ・条例が必要だと思うことの種類
- ・次世代に必要とする今できる考え
- ・自分ができるところを意見する
- ・条例案は小学校区ごとに地域住民へ諮る場をつくる
- ・推進過程はホームページに掲載して反応・意見を集める
- ・市職員（ある程度異動を経験している人）を巻き込む
- ・市職員の住民活動との接点で市職員の実力UPを図る。市職員への応援
- ・タウンミーティング
- ・世代ごとに意見を聞く

【コミュニティ】

- ・災害発生時の問題を話し合う
- ・親、自分の高齢化の悩みを語り合う
- ・地域行事に参加し、コミュニケーションを図る

- ・自治会の問題を知る、把握する
- ・健康の悩みを話し合う
- ・会員が各自治会の月例会に参加して、意見交換する
- 【進め方・運営の方法・自治基本条例の研究】
- ・分科会で検討した内容を全体会に報告し、関連した団体との話し合い（タウンミーティング）
- ・グループに分かれて担当を決める
- ・分科会はテーマ別（条例項目）に分ける
- ・章・編ごとに分科会をつくる
- ・専門部会を設置し、市の具体的問題点を取り上げて、そこから問題点を深める
- ・分科会をつくって問題点の抽出
- ・個別ルールを策定
- ・先進市の条例を参考にたたき台をつくる
- ・他市の条例（先進事例）の研究をして類別化する
- ・市民の会と行政・関係者で実務的シミュレーションをやってみる
- ・6月からは行政主導でない方がよい
- ・市民の会で進行を行う
- ・茂原市民宣言をつくる
- ・茂原市の将来像
- ・市が活性化していない場面は何か
- ・各委員の市民生活で活性化に向けて具体的に何をしているか、何がしたいか
- ・中央から地方へ→市役所から各地へ 「地方の時代」各地で活動を振興していくには
- ・ルールの見直し
- ・案件ごとにその対象者、関係団体と意見交換をする
- ・もう少し勉強しないと次が見えてこない
- 【情報公開】
- ・ホームページを開設して開示する